

奨学金返還支援助成金

韮崎市に住み、働きながら 奨学金を返還する若い世代を応援します

本市への定住促進と就労初期の経済的負担の軽減を目的に、奨学金の貸与を受けて高校・大学等を卒業し、就労等をしている方を対象に助成金を交付し支援します。



■ 助成対象者（すべてに該当する方）

- ・ 大学等又は高校等在学時に奨学金の貸与を受けた方
- ・ 申請年度末時点で満30歳未満の方
- ・ 韮崎市に住民基本台帳の登録があり、本市を生活の本拠地としている方
- ・ 就業または起業している方、個人で農業を営む方またはその事業専従者
- ・ 令和4年4月1日以降に奨学金の返還を始めた方
- ・ 他の制度による奨学金返還の助成金等を受けていない方
- ・ 市税等及び奨学金の返還を滞納していない方

■ 対象となる奨学金

- ・ 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
- ・ 韮崎市育英奨学金 など

■ 助成額（繰上償還等による返還額は含まない）

- ・ 大学等在学時貸与の奨学金 年額上限20万円
- ・ 高校等在学時貸与の奨学金 年額上限10万円

■ 助成対象期間

- ・ 最初の交付決定年度から5年（毎年申請が必要です）

◆ 申請・問い合わせ先
韮崎市 移住定住促進課 移住定住担当
☎ 0551-45-9159

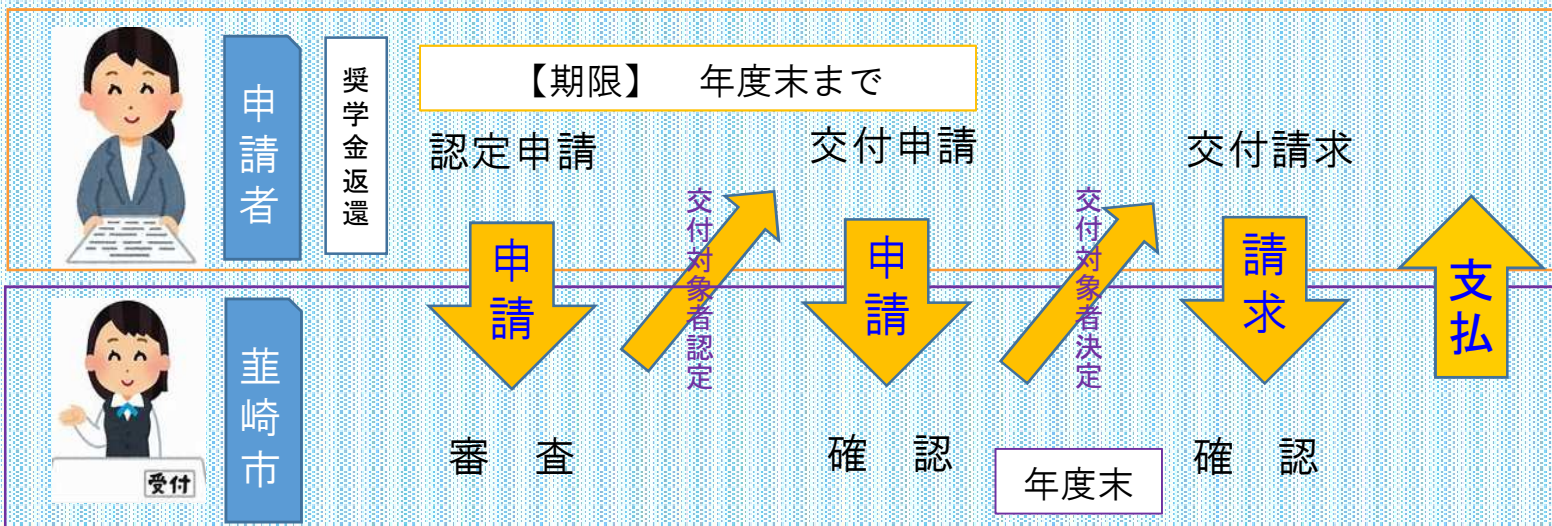
申請書等は市ホームページで
ご確認ください。

韮崎市 奨学金返還支援

検索



■ 助成金交付の流れ



■ 申請及び提出書類（毎年申請が必要です）

○ 認定申請（奨学金を返還した年度の3月31日までに申請）

- ・ 卒業の証明書類（初回申請のみ）
- ・ 奨学金の借入額、借入期間、返還額が確認できる書類（初回申請時のみ）
- ・ 勤務先及び就労状況等を証する書類（労働条件通知書、雇用契約書の写し等）
（住民登録の有無（いつからか）は庁内で確認）

○ 交付申請（奨学金を返還した年度の3月31日までに申請）

- ・ 奨学金等の返還済額を証する書類の写し
- ・ 就業等を証する書類（その他市長が必要と認める書類）
（収納状況は庁内で確認）

■ よくある質問

Q1 市外の企業に就職しましたが、助成の対象となりますか？

A1 就業先の所在地は問いませんので、対象となります。

Q2 令和3年10月から奨学金の返還を開始しています。この場合でも助成対象となりますか？

A2 対象となりません。令和4年4月1日以降に奨学金の返還を開始する新規卒業者が対象となります。

Q3 就業の条件は何ですか？

A3 事業主と雇用契約を締結していて、雇用保険の一般被保険者や公務員の方が対象となります。
（1週間の所定労働時間が30時間以上）

Q4 現在、市外に在住ですが申請できますか？

A4 申請時、市外に住民票があり市外を生活の本拠地としている必要があります。
年度内に転入した場合は、居住している月数で乗じた額が対象となります。

Q5 高校と大学でそれぞれ奨学金の貸与を受け返済する場合、助成金の上限額はいくらになりますか？

A5 高校在学時貸与の奨学金返還助成額は年上限10万円、大学在学時貸与の奨学金返還助成額は年上限20万円ですので、それぞれで貸与を受けていた場合の助成額は合計で年間上限額30万円となります。

Q6 年度途中で就業先が変わり離職していた期間があります。この場合はどうなりますか？

A6 離職期間は助成対象外となります。

Q7 休業（産休、育休、病休等）した場合はどうなりますか？

A7 離職していなければ対象となります。

Q8 勤務先から奨学金返還助成を受けている場合は対象になりますか？

A8 他の制度による奨学金返還の助成金等を受けている場合は助成対象外となります。